

## 神奈川県まちなりのもり創出事業実施要綱

神奈川県まちなりのもり創出事業補助金における補助事業の実施にあたっては、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）（以下「規則」という。）及び神奈川県まちなりのもり創出事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象）

第1条 補助の対象とする事業（以下、「補助事業」という。）は、交付要綱別表に定めるとおりとする。

（事業主体）

第2条 事業主体は、交付要綱別表に掲げるとおりとする。

（補助の要件）

第3条 補助金の交付要件は、交付要綱別表に加え、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 補助の対象は、建築主が県内に建築する、木造施設（一戸建住宅以外）、自己の居住用の木造一戸建住宅（親族との二世帯等住宅を含む）、及び施設の木質化部分（一戸建住宅を除く）とする。
- (2) 実績報告時まで、使用木材明細書に記載した木材が現地に於て木造施設の建築及び木質化に使用されていること。
- (3) 補助対象の内容（木材の持つ効果への補助）が他の国庫補助事業の対象となる場合は、補助を行うことができないものとする。
- (4) 建築が完了し、施設が建築主に引き渡された後は補助の対象外とする。
- (5) 県が行う、木材の持つ公益的機能の普及・PRに協力すること。（エコ認証結果を個人情報伏せた形で県HPに掲載する等）
- (6) 交付要綱別表の1事業細目木造施設の建築（一戸建住宅）については、幅広く当事業及び木材の持つ効果を普及・PRするため、かながわ森林・林材業活性化協議会の運営する「かながわ県産木材住宅建設認証制度」に基づく、「かながわ県産木材住宅建設工務店認証書」の交付を受けた者以外の建築請負事業者あたりの補助の上限を10戸までとする。

（補助単価等）

第4条 補助単価及び補助額は交付要綱別表に掲げるとおりとする。

（申請書の提出期日等）

第5条 補助金の交付申請を行おうとする者は、交付要綱第5条に定める補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

- 2 申請書の受付は、先着順とし、予算に達した段階で締め切るものとする。
- 3 申請書の提出は、建築工事の請負事業者が代理で行うことができるものとする。

（事業の実施等）

第6条 補助事業者は県からの補助金交付決定後、次の各号の活動を行うものとする。

(1) 事業計画の変更等

ア 補助事業者は、交付決定後において、その後の事業の変化等により、以下の事項について申請内容に変更が生じた時は、すみやかに知事等に連絡し、その指示を受けるものとする。

(イ) 事業主体

(ロ) 事業施工箇所

(ハ) 補助額の変更を伴うもの

(エ) 完成予定日

(オ) その他知事が必要と認めるもの

イ 補助事業者は、諸般の理由により事業が実績報告の日までに完了する見込みのない場合、または事業の遂行が困難となった場合は、すみやかにその旨を記載した書類を作成し、前記と同様、その指示を受けるものとする。

(2) 変更（中止・廃止）承認申請

補助事業者は、前項に基づき事業計画の変更について知事と協議した結果、交付要綱第9条に規定する神奈川県まちなもり創出事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書の提出が必要と判断される場合には、変更（中止、廃止）承認申請書を所管する知事等に提出するものとする。

(3) 事業の完了

補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要綱第12条に基づき、実績報告書を提出するものとする。

(エコ認証)

第7条 実績報告の提出をもって「かながわ木づかいエコ認証制度」における認証の申請をしたものとみなし、補助金の額の確定後、認証書が交付されるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 神奈川県まちなもり創出事業の補助金交付申請書、補助金変更承認申請書、実施状況報告書、実績報告書の内容の審査については、環境農政局緑政部森林再生課で指定した業者に委託できるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。